大和市監查委員告示第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、監査の結果を 次のとおり公表する。

令和4年1月31日

大和市監査委員 佐藤光徳 大和市監査委員 青木正始

- 1 監査等の種類 地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による 監査(大和市監査基準に準拠して実施)
- 2 監 査 対 象 監査事務局
- 3 監査対象期間 令和3年3月~令和3年12月
- 4 監査年月日 令和4年1月31日
- 5 監査の方法 この監査は、監査事務局において、次に掲げる事務を対象とし、 財務に関する事務等が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行され ているかを主眼として、抽出により実施した。

なお、佐藤光徳監査委員は、直接の利害関係がある事務について、地方自治法第199条の2の規定により除斥した。

- (1) 予算執行に関する事務
- (2) 非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
- (3) 備品管理に関する事務
- 6 主な着眼点 ・予算執行が適正かつ効率的に行われているか
 - ・事務の執行は、法令等に従って適正に行われているか
 - ・前回の監査における指導事項が改善されているか
- 7 監 査 結 果 財務に関する事務等の執行は、適正に執行されているものと認 められた。